

すぎなみ協働プラザの利用案内

1 すぎなみ協働プラザの役割

すぎなみ協働プラザは、中間支援組織として地域活動団体（※1）の活動支援、情報収集、情報発信をサポートし、団体間の交流・協働の機会を広げていくための、さまざまなサービスを提供する。

※1 地域活動団体：地域の課題を地域で解決するための非営利かつ公益的活動を行う団体

2 すぎなみ協働プラザの運営

（1）開館時間

午前10時から午後6時まで

（2）休館日

日曜、第1・3・5土曜、祝日、振替休日、12月28日～翌年1月4日

（3）サービス内容

- ① 支援相談（地域活動や法人設立・運営など）
- ② 団体の連携、協働のコーディネート
- ③ 区に対する申請の受付相談業務（杉並区NPO活動資金助成事業）
- ④ メールマガジン「すぎメール」への情報掲載及び配信

以下の利用は、すぎなみ協働プラザ団体登録が必要となる。

（5）交流コーナー利用

貸出用品、大判印刷機（有料）、ラミネーター（有料）の利用

（6）すぎなみ地域コムの登録受付

（7）チラシスタンドの利用（要予約）

利用可能スタンド（すぎなみ協働プラザ・阿佐谷地域区民センター）

（8）すぎなみ協働プラザ広報紙等の送付

問合せ先　すぎなみ協働プラザ

電話：03-5335-9540 FAX：03-5335-9541

開館時間：月～土　午前10時～午後6時（日曜日・第1・3・5土曜日、祝日、振替休日、

12/28～1/4を除く）

所在地：杉並区阿佐谷南3-2-19 産業商工会館内

3 すぎなみ協働プラザ団体登録

(1) 団体登録要件

団体の登録は、以下の①から⑧の全ての要件を満たし、定款または会則等の内容を確認したうえで、区が登録を認めた場合にできるものとします。

- ① 杉並区内で非営利かつ公益的活動を行う団体であり、その活動が、区民が参加できる又はサービスを受けることができるものであること。
- ② 団体の目的が親睦や会員同士のみの活動ではなく、広く公益に資するものとなっていること。
- ③ 団体の構成員が5人以上いること。
- ④ 定款または会則と構成員名簿を備えていること。
- ⑤ 団体の責任者及び連絡責任者がいること。
- ⑥ 政治活動又は宗教活動を目的とした団体でないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。〕第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）の関係団体でないこと。
- ⑧ その他、区が不適切とした団体でないこと。

(2) 団体登録申込

登録を希望する団体は、次の書類をすぎなみ協働プラザに提出すること。

- ① すぎなみ協働プラザ団体登録申込書
- ② 団体の定款または会則
- ③ 団体の構成員名簿（氏名、住所または勤務先・通学先所在地が記載されたもの）
※メールマガジンの配信を希望する場合はメールアドレスを記入する。
- ④ 団体の活動を紹介・説明するパンフレットやチラシなど

(3) 団体登録の更新及び変更手続き

① 更新手続き

登録の有効期間は、登録が完了した日から翌年の3月31日までとし、その後は1年ごとに自動更新とする。

② 変更手続き

登録内容（代表者、担当者氏名・住所・電話・メール・団体種別：NPO法人・任意団体など、等）に変更が生じた場合には、すぎなみ地域コムの団体概要修正フォームから変更内容を送信する。また、団体名称の変更の場合は①団体名称変更届、②会則、③名簿をす

ぎなみ協働プラザへ提出する。

※団体名称変更届の用紙はすぎなみ協働プラザへお問い合わせください。

③ 団体登録解除について

何らかの理由により、団体登録の解除を希望する団体は、団体登録解除届をすぎなみ協働プラザに提出する。

※団体登録解除届はすぎなみ協働プラザホームページに掲載してあります。

(4) 登録の抹消

すぎなみ協働プラザは登録団体が次に該当する場合、登録を取り消すことができる。

- ・団体登録や施設利用の書類の内容に虚偽や不正があった場合
- ・登録要件を欠いたとき
- ・すぎなみ協働プラザの指示に従わないとき
- ・区が登録者として不適格と認めた場合

4 交流コーナーの利用（要予約）

(1) 利用条件

- ① すぎなみ協働プラザ登録団体が利用できる。（個人の利用はできない）
- ② 利用時間は、以下の3枠とする。（1枠2時間）

【1】10：00～12：00

【2】13：00～15：00

【3】15：30～17：30

※ただし、すぎなみ協働プラザの事業により、ご利用できない場合があります。

- ③ 飲食は不可とする。
- ④ 利用にあたっては、すぎなみ協働プラザの指示に従うこと。
- ⑤ 交流コーナー内にて、以下の備品を利用することができます。ホワイトボードを除き、利用する際には、貸出簿に必要事項を記入して提出する。

- ・ホワイトボード
- ・ノート型パソコン
- ・プロジェクター
- ・ラミネーター
- ・P Cモニター
- ・裁断機
- ・その他文具等

5 大判印刷機・ラミネーターは有料とし、利用料金は以下のとおりとする。(要予約)

大判印刷機利用料金 1枚あたり				ラミネーター料金 1枚あたり		
サイズ	A 1 (厚手)	A 1 (薄手)	A 2 (薄手)	サイズ	A 3	A 4
料金	700円	600円	500円	料金	100円	50円

2025年4月改訂